



### 3 実施状況一覧

【評価区分】

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、D=停滞・事業の未実施、E=終了

※No.に○のある事業は、「子どもの権利に関する行動計画」掲載事業

#### 1 子育てを地域で支える意識づくり

##### (1)教育・保育サービスの充実

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
1	通常保育事業	保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの体制を整備しています。	・保育サービスの充実のため第三者評価受審の推進	・平成29年度第三者評価受審園 公立3園(さくら、わかば、いなむら) 私立3園(西、友里かご、ゆたか)	A	公立保育園については、原則4年に1回受審としている。	引き続き第三者評価受審を推進し、保育サービスの充実を図る。	継続実施 (保育サービス第三者評価の導入による保育サービスの充実)	保育課
2	延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業①】	保護者の就業などの理由で、通常の保育時間を超えて保育する事業です。	・通常の保育利用時間以外においても保育サービスを実施	施設数 21か所 利用実人数 518人	A	多様な保育ニーズへの対応。	実施していない施設へ預ける保護者のニーズ把握。	施設数 22か所 利用実人数 451人  ※平成29年度目標 施設数 20か所 利用実人数 447人	保育課
3	休日保育事業	保護者の就労等で休日における保育が困難な児童の保育を行います。	・休日保育の実施	実施箇所 2か所 利用延人数 573人	A	多様な保育ニーズへの対応。	利用人数等によりニーズの動向を把握し、状況によっては実施箇所を増設を検討する。	継続実施 (公立保育園の民営化等で、民間活力による実施箇所数の増設を推進)	保育課
4	夜間保育事業	保護者の就労等で、夜間(おおよそ午後10時まで)に保育が必要な場合に保育を行う事業です。	・未実施	未実施	D	-	ニーズの動向を見極め、他事業との連携を検討する。	ニーズの動向を見極め、他の事業との連携検討	保育課
5	乳児保育事業	平成25年度は、乳児保育事業を実施している保育園は22か所あり、利用している0歳児は83人で、0歳児全体の3.8%です。	・乳児保育事業実施	保育園 23か所 認定こども園 7か所 小規模保育事業所 7か所	A	家庭の事情等により、0歳児から保育サービスを利用する世帯が増加しているため、0歳児クラスからの保育を実施している。	継続実施。申込み数が増加しており、入園待ち児童数が増加している。	継続実施 (さらなる充実を図る)	保育課
6	障害児保育事業	身体障害や発達の違いがある児童の保育については、子育て相談センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。	・発達に課題を抱える児童に対し、その支援を行う保育士を加配する。	保育園 23か所 認定こども園 5か所 小規模保育事業所 1か所	A	発達に応じた保育を実施し、各々の子どもの成長をサポートしている。	発達支援システムとの連携。	全保育園で実施	保育課
7	病児・病後児保育事業【地域子ども・子育て支援事業②】	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。	・病後児保育の実施	施設数 2か所 利用延人数 36人	C	利用者数が目標数を大きく下回ったため。	・事業の周知 ・利用ニーズに応じた実施施設の検討(拡大・縮小)	施設数 4か所 利用延人数 634人  ※平成29年度目標 施設数 2か所 利用延人数 890人	保育課
8	待機児童解消事業	保育園整備計画に基づく施策(私立幼稚園の認定こども園への移行促進等)を推進し、待機児童の解消を図ります。	・私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ・既存保育園の整備(定員増) ・認可外保育施設の小規模保育事業への移行促進	保育園等の保育利用定員 3,048人 (H30.4.1現在) ※前年度比272人増	B	保育園整備計画に基づく施策を推進し、保育定員の増加を図り、待機児童は減少したものの、ゼロには至らなかった。	地域や年齢を考慮しながら、引き続き保育定員の増加を図るとともに、施設整備以外の待機児童解消に向けた施策を検討する必要がある。	待機児童(入園待ち児童)の解消	子育て支援課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
9	利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業③】	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	・子育てコンシェルジュ(基本型)の配置 ・保育コンシェルジュ(特定型)の配置 ・子育て包括支援センター(母子保健型)の設置	実施箇所 4か所	A	目標のとおり、子育てコンシェルジュ1か所、保育コンシェルジュ1か所で実施することができた。	利用者支援事業の周知や、コンシェルジュからの積極的な情報発信により、事業の充実を図る。	実施箇所 4か所 ※平成29年度目標 実施箇所 4か所	子育て支援課
					A	黒磯保健センター、西那須野保健センターで実施。 ・妊娠後期相談 866件 ・ファーストブック事業 889件			
10	地域子育て支援拠点事業【地域子ども・子育て支援事業④】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	・子育てサロンの実施	実施箇所 30か所 利用延人数 37,129人	C	利用者数が伸び悩む施設があるため	事業状況の把握し、必要に応じて指導を行う。  今後も更に市民への周知、充実を図る。	施設数 31か所 利用延人数 38,436人  ※平成29年度目標 施設数 31か所 利用延人数 39,204人	保育課  子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
					B	満3歳の保育施設等の入園者が多くなり、3歳を過ぎるとサロンの利用が少なくなる。一方赤ちゃんサロンの開催場所を1か所増やし利用増加がみられる。			
11	ファミリー・サポート・センター事業【地域子ども・子育て支援事業⑤】	利用会員が、お子さんを家庭で保育できない場合に、ファミリーサポートセンターが仲介して、子育てのサポートができる人(サポート会員)を紹介する事業です。	・サポート会員による子どもの預かり、送迎 ・サポート会員の養成	会員数 369人 ・利用会員 240人 ・サポート会員 98人 ・両方会員 31人 利用件数 1,747件 ・未就学児 564件 ・就学児 1,183件	A	会員数・利用件数ともに昨年度より増加し、安定したサポート活動を実施できた。	広報等へ掲載するなどして周知に力を入れていきたい。	利用延人数 ・未就学児 1,012人 ・就学児 854件  ※平成29年度目標 ・未就学児 2,550人 ・就学児 450件	保育課
12	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業⑥】	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	・児童クラブの運営、支援 ・児童クラブの整備	施設数 40か所 利用者数 1,669人	A	児童クラブの運営については、公設民営児童クラブ24か所、民設民営児童クラブ16か所に対して運営支援を行った。児童クラブの整備事業としては、2クラブを整備した。	児童クラブ利用ニーズは年々高まっているが、施設整備が追いつかず、小学校6年生まで受入れできないクラブがある。平成26年度に策定した整備計画に基づき、公設児童クラブの整備を行う。(平成31年までに整備)	施設数 43か所 利用者数 1,876人  ※平成29年度目標 施設数 40か所 利用者数 1,680人	保育課
13	放課後子供教室推進事業	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと連携を図りながら、放課後児童対策の充実を図る事業です。次代を担う人材の育成のため、地域社会の中で、放課後や週末等にすべての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するものです。	・未実施	「地域学校協働本部事業」に移行	E	-	平成29年度より「地域学校協働本部事業」に移行した。 地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を推進し、より多くの幅広い層の地域住民の参画を得て実施する。学校の授業における活動支援や放課後の安全指導、さらに地域社会の中で、放課後や週末、長期休業等にすべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するものである。	H28年度から段階的に実施	生涯学習課

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
14	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業⑦】	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間子どもを預かる制度です。本市では民間のNPO法人等に委託して実施しています。	・NPO法人等に委託し、ショートステイを実施 ・実施委託先の増	実施箇所数 3か所 利用延人数 51人 利用延日数 161日	A	早期夜間や宿泊も可能な事業として、緊急時に利用できることが支援となっています。また、育児不安や育児疲れ等の保護者に対する支援にもなっています。	今後も継続し、事業の充実を図ります。	施設数 2か所 利用延人数 70人  ※平成29年度目標 施設数 1か所 利用延人数 35人	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
15	一時預かり事業【地域子ども・子育て支援事業⑧】	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、幼稚園その他の場所において一時的に預かります。	・幼稚園、認定こども園での在園児を対象とした預かり保育	施設数 10か所 利用延人数 42,791人	A	幼稚園、認定こども園で実施する預かりについては1号児数の減少により利用数が減少した。一方、保育園で実施する在園児以外の一時預かりについては、利用者数が増加した。	利用ニーズに応じた実施施設の	施設数 10か所 利用延人数 39,510人  ※平成29年度目標 利用延人数 53,506人	保育課
			・保育園での一時預かり ・幼稚園、認定こども園での在園児以外を対象とした預かり保育	・保育園 施設数 8か所 利用延人数 3,031人 ・幼稚園等(在園児以外) 施設数 4か所 利用延人数 798人				施設数 13か所 利用延べ人数 2,681人  ※平成29年度目標 利用延べ人数 2,550人	
16	実費徴収に係る補給給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業⑨】	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	・左記内容を実施	0件	C	利用申請がなかったため。	事業の周知	利用実人数 ・給食費 5人 ・給食費以外 15人	保育課
17	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【地域子ども・子育て支援事業⑩】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	・調査研究(未実施)	未実施	D	-	本市においては、平成27年度の子ども・子育て支援法の本格的施行に伴い、すでに複数の民間事業者が特定教育・保育施設等の設置を行っているため、改めて参入促進のための調査研究が必要か検討を要する。	①新規参入施設等への巡回支援事業 施設数 7か所  ②認定こども園特別支援教育・保育経費 利用実人数 1人	子育て支援課
			①新規参入施設等への巡回支援(連携保育士の配置) ②社会福祉法人が設置する認定こども園の1号認定の支援児への補助	①連携保育士2人を配置し、平成27年度に新規参入した地域型保育施設へ巡回支援を実施した。 ②対象者が不在のため、実施なし					
18	幼稚園の特別保育事業	幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)を行っています。	・わんぱく保育事業(未就園児親子教室、特別支援サポート事業等)の実施	市内幼稚園、認定こども園で継続実施	A	幼稚園でも預かり保育を実施するなど、子育て世帯のニーズに対応している。	継続実施	継続実施	保育課
19	幼稚園地域開放事業	地域の親子のふれあい、または子ども達の遊び場を提供することを目的として地域開放を行っています。	・幼稚園等の園庭開放、育児相談実施等	実施箇所数 9か所(全施設)	A	地域の子育て世帯が幼稚園等施設の様子を知る機会となっているため、就園に向けての準備の一助となっている。	継続実施	継続実施	保育課
20	子育て応援券事業	各家庭の子育て環境に見合った様々な子育てサービスの提供を促進することにより、就学前の子を持つ子育て家庭の不安や子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭や地域の子育て力を高めるために子育て応援券を配布します。	・3歳未満の児童の保護者に対して、子育て応援券を支給する。	交付数 2,935人 事業者数 60事業者 利用額 46,152,000円	A	多くの方に子育て応援券を交付することができ、地域の子育て応援サービスの利用と子育てに係る負担感の軽減に繋がった。	サービス提供事業者の拡大を図りつつ、今後も取組を継続する。	配布人数 約3,000人	子育て支援課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
21	子育てマップの配布	地域の子育て中の親子に、本市の子育て施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口等で子育てマップを配布しています。	・子育てマップの作成、配布 (市のホームページに掲載)	市内子育てサロン開催の年間予定表、開催場所のマップを保健センターや公民館で配布。市のホームページにも掲載。	A	乳幼児健診、訪問事業、庁舎窓口等で配布することで、地域の子育て家庭に周知。子育てに対する不安解消につながっている。	子育てマップの作成・配布を継続して行い、サロン等の場の周知、提供を行う。	配布枚数 3,500枚	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
22	子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	子育てにおける身体的・精神的負担の女性への偏重を解消するため、性別にとらわれず誰もが個性と能力を発揮でき責任も共有する男女共同参画の考え方について、広報紙による啓発を行っています。	・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催 ・男女共同参画フォーラムの開催	・男女共同参画広報誌「みいな」年4回発行 ・男女共同参画フォーラムの実施(来場者352人)	B	・男女共同参画広報紙「みいな」では、男女共同参画意識の啓発を行った。 ・男女共同参画フォーラムでは、林家木久蔵氏を講師に迎え、仕事と子育てに関する講演を実施した。	多くの方への意識啓発を図るため、広報掲載内容やセミナーテーマ、周知方法について検討していく。	継続実施 (内容や紙面の工夫を行い、意識の浸透を図る)	市民協働推進課

(4) 子どもの健全育成

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
23	那須塩原市青少年育成市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めていきます。	・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの実施	・西那須野産業文化祭・なすしおばらまなび博覧会において、親子遊び体験活動や「家庭の日」PR活動を実施 ・子どもフェスタの実施 来場者数 1,293人	A	親子遊び体験活動や「家庭の日」PR活動を実施することにより、子どもたちの健全育成が図られている。また、関係機関・団体との連携を図り、子どもフェスタを実施することができた。	・関係機関・団体との連携を強化し、健全育成活動を推進することにより、子どもたちの健全育成が図られている。 ・子どもフェスタの来場者を増やすため、周知方法の工夫や体験イベントを充実する。	推進に努める	生涯学習課

(5) 地域における人材養成

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
24	保育士就職支援講座	保育士資格を有するが就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)の保育職場への復帰を支援する研修(座学研修・保育実習・就職支援)を実施します。	・保育士就職支援講座の実施	とちぎ保育士・保育所支援センターが潜在保育士の保育職場への復帰を支援する「保育のお仕事復帰講座」を市内で開催。市は、広報への掲載や窓口でのパンフレットの配布により周知を行った。	C	事業を周知し潜在保育士が講座を受講することにより、保育職場への復帰のための支援を行うことができた。	潜在保育士の確保	継続実施 (保育士の専門性の向上と質の高い人材の確保を図る)	保育課
25	保育の質の向上のための研修事業	保育園等に従事している職員の質の向上のための研修を実施します。	・保育士等の研修会実施	実施研修内容:普通救命講習、発達支援コーディネーター研修会、感染症対策研修、アレルギーマスター研修、保育園職員等研修、発達支援講演会	A	保育士の専門知識や技術習得に寄与し、資質の向上につながった。	継続実施。保育の質の向上を図るため、保育士等への研修を引き続き実施する。	継続実施 (職員の質の向上を図る)	保育課
26	教育・保育施設等及び地域子育て支援事業の従事者養成研修事業	市が認可する地域型保育事業者で働く保育従事者、一時預かりやファミリーサポートセンター等で従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を実施します。	・各種研修の実施	栃木県が主体となって「子育て支援員研修」を実施。市は、関係機関への周知を図った。	A	県内各市町が分担金を負担し、平成29年度も県において研修を実施した。	「子育て支援員研修」は年1回の開催のため、漏れなく関係者への周知が図れるよう努めます。	継続実施 (職員の専門性の向上や新たな担い手の養成を図る)	子育て支援課

2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
27	要保護児童対策地域協議会(児童虐待対応に関する事業【地域子ども・子育て支援事業⑪】)	児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童に対する支援の実施と実施状況の把握</li> <li>関係機関との連絡調整</li> <li>代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催</li> <li>資質向上のための研修会の開催</li> <li>児童虐待防止の広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表者会議 1回</li> <li>実務者会議12回(毎月1回)</li> <li>個別ケース検討会議 随時</li> <li>実務者研修 1回</li> <li>ケースとしてあがった件数 253件</li> <li>個別ケース検討会議 80件</li> <li>市内の小中学生にSOS相談カードを、関係機関に虐待防止啓発ポスターを配布</li> </ul>	A	関係機関が連携することで、支援の必要な児童、保護者を早期に発見でき、その後、適切な支援を継続的に行うことで、虐待の未然防止につながっている。	関係者、関係機関との連携をさらに強化し、虐待防止・早期発見・早期対応の推進を図っていききたい。	継続実施 (関係機関等との連携強化、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進)	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
28	育児支援家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業⑫】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育支援訪問事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問支援者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭相談員 6人</li> <li>保健師、助産師 18人</li> </ul> </li> <li>訪問家庭数 623件</li> </ul>	A	若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭を訪問。	養育支援が必要な家庭の増加と、問題の多様化により、今後もきめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要。	訪問案件数 510件 ※平成29年度目標 訪問案件数 650件	健康増進課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師、家庭相談員による家庭訪問の実施</li> </ul>		A	電話での相談対応や家庭訪問により、子育てについての不安や家庭の安定を図ることができた。	社会情勢やニーズを考慮しながらさらに充実を図っていききたい。	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)	
29	児童虐待に関する相談体制の充実	虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要なため、早期対応に努めるとともに、家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の資質の向上を図り、相談体制の充実に努めています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待に関する相談体制の充実</li> <li>関係機関との連絡調整</li> <li>虐待に関する資質向上のための職員研修の受講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭相談員 6人</li> </ul>	A	関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につながった。	児童虐待に関する相談にきめ細かな対応をしていくため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、さらに関係機関との連携を密にしていく。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
				<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児全戸訪問事業 889人</li> <li>乳幼児健診                             <ul style="list-style-type: none"> <li>4か月児健診 898人</li> <li>10か月児健診 900人</li> <li>1.6歳児健診 964人</li> <li>2歳児歯科検診 1,012人</li> <li>3歳児健診 956人</li> </ul> </li> <li>育児相談 1,954人</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診受診率は9割強と高くなっている。</li> <li>健診等の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたっており、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業である。</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、新たにファーストブックも手渡し、よりスムーズに訪問できるよう工夫し、充実した訪問を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加している。</li> <li>プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要となっている。</li> <li>健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していく。</li> <li>母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図る。</li> </ul>	健康増進課	

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
30	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立相談員を配置し相談業務を行っています。相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図っています。	・ハローワーク、社会福祉協議会、社会福祉課、母子父子自立支援員担当課で構成される各種就労自立促進協議会等に積極的に参加し、連携を図る。	母子・父子自立支援員兼婦人相談員数 3人	B	相談体制の強化を図るため、平成28年度から母子・父子自立支援員を1人増員し、3人体制となった。年々複雑・多様化する相談に対応するため、関係機関との更なる連携強化が必要。	母子・父子自立支援員を増員して対応しているが、相談内容が多様化・複雑化していることに伴い、関係機関と連携しての支援や、継続的支援が必要なケースが増加している。相談体制の強化を図るにはスーパーバイザー的役割を担う人的配置が必要。	継続実施 (相談員の増員、関係機関との連携強化)	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
31	ひとり親家庭に対する生活支援	ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。また、職業能力の向上を図るため、教育訓練の受講に必要な費用の一部を補助し、経済的自立を支援しています。	・母子父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	・母子父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 7人 ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 1人 ・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 2人	B	母子父子自立支援プログラム策定事業については、7人の就労支援を行い、自立に向けての支援を行った。高等職業訓練促進給付金事業については、4人が養成機関の修業を終え、取得した資格を生かして就労し、自立につながった。給付金制度の相談者は増加傾向にあるが、申請者数は昨年度に比べて減少した。	ひとり親家庭の母及び父に対する生活支援・就労支援事業の周知徹底及び関係機関との更なる連携強化が必要。利用者の声などをホームページに掲載するなど効果のある周知方法を模索しながら、周知の徹底を図る。	支援制度利用者数 6人 (ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業新規申請者数及びひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業新規申請者数)	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
32	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、児童扶養手当の支給や、母子・寡婦・父子福祉貸付金などについての相談を行っています。また、ひとり親家庭に対し、通院や入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。	・ひとり親家庭の保護者に対して児童扶養手当を支給する。 ・ひとり親家庭の子どもと保護者に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。	児童扶養手当 支給資格者 1,351人 手当支給額 571,894,360円 ひとり親家庭医療費助成 助成件数 20,624件 助成額 50,783,650円	A	ひとり親家庭医療費助成は家庭の経済的負担を軽減しており、児童扶養手当とともに、安定した生活を送るための助けとなっている。	今後も取組を継続する。	継続実施 (制度の周知を図る)	子育て支援課

(3) 支援児施策の充実

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
33	放課後児童クラブにおける支援児の受け入れ	放課後児童クラブにおける支援児の受け入れについては、支援員等の研修、委託料・補助金の加算により、受け入れ体制の整備を図っています。	・支援員等の加配 ・支援員等の研修の実施 ・公設クラブを対象とした巡回指導	受け入れ可能クラブ 40クラブ(全クラブ)	A	支援の必要な児童の受け入れを実施することにより、児童の健全育成とともに、保護者の子育て支援と就労支援ができた。	継続実施	受入可能クラブ 全クラブ	保育課
34	子育て支援の総合的な対応力の強化	乳幼児期における健康や発達状態の把握、疾病の早期発見や障害に関する相談窓口の充実、子育て関係機関の連携を強化し、子育て支援の総合的な展開を図っていきます。また、成長段階や年齢に応じた各種健診や相談体制の充実に努めています。心身に重度の障害がある場合、通院及び入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。	・各関係機関との連携による支援	支援児連携施設数 30施設	A	子どもの特性にあった支援が継続的に行えるよう、関係機関と連携し対応することができている。	「発達障害児」と診断される子どもが増加している。関係機関と連携し、一貫した切れ目のない支援が必要となる。今後も関係機関との連携を強化し、子どもの特性にあった支援を行っていく。  発達支援システムの普及を図るとともに、発達支援システムの同意者に対して、支援検討会議を実施する等事業の充実を図る。平成30年度においては、発達支援システムにおける事業の充実、推進を図る。 ・重度心身障害者医療費助成は、今後も取組を継続する。	継続実施 (関係機関等との連携を強化し、子どもの特性にあった支援を実施)	健康増進課
			・心身に重度の障害がある方が医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。 ・発達支援システムの構築(出生から20歳までの切れ目のない一貫した発達支援システム)	・平成29年度の発達支援システム新規同意者83人(累計121人) ・重度心身障害者医療費助成 助成件数 32,236件 助成金額 141,171,300円(子ども以外の利用も含む)	A	・当初計画では、5年間で100人の同意者を目標としていたが、現在121人と想定を大きく超えたため。 ・重度心身障害者医療費助成は、医療費の一部を助成することで、重度心身障害者の経済的負担を軽減し、必要な時に安心して受診することができる。			
35	地域のリハビリテーション体制の充実	障害のある子どものリハビリテーションについて、障害の有無にかかわらず、地域の児童とともに関わる場を設け、その中で療育の問題を解決していくリハビリテーション体制の確立を進めています。	・各関係機関と連携して支援	ケア会議 連絡会議	A	在宅で生活するリハビリテーションが必要な子どもが居る家庭に、訪問等の支援を行い、適切な情報を提供しています。	子どもの健やかな成長発達を支援し、子どもの特性に合わせ、適時適切に、児への対応や生活支援をしていく必要があります。  支援を必要とする子どもの増加に伴い、支援を提供する側の資質の向上が課題である。関係機関との連携を図り、情報の把握と周知をしていきたい。	継続実施	健康増進課
			・各地区、施設で行っている支援内容の情報の把握、周知 ・幼稚園や保育園、子育て相談センターでの個別支援の実施	サロンや個別・少人数でのグループ遊びの中で、一人ひとりに応じた効果的な支援と保護者に対する支援ができた。	A	障害の有無にかかわらず、地域の子どもたちと関わりながら、一人ひとりに応じた効果的な支援と保護者に対する支援ができた。			子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
36	在宅福祉サービスの充実	障害のある子どもが地域の中で尊厳を持ち、安心して生活していく上で必要なサービスや、家族の負担軽減を図ることができるサービスを提供できるよう、障害児通所支援、短期入所といった在宅福祉サービスの一層の充実を図っています。	・居宅介護(ホームヘルプ) ・短期入所(ショートステイ) ・障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)	支給決定者数 ・居宅介護(ホームヘルプ)4人 ・短期入所(ショートステイ)34人 ・障害児通所支援(児童発達支援88人、放課後等デイサービス134人)222人	B	居宅介護や短期入所、障害児通所支援を利用しながら、自宅を生活拠点としながら、地域の中で安心して生活することができるようになった。また、在宅生活を支える家族の負担軽減にもつながっている。	・障害児通所支援施設や短期入所といった在宅支援型の福祉サービスの利用は伸びている。しかし一方で、幅広い生活サイクルへの対応が不足しているため、より多くの対象者が利用しやすい制度として整備していくことが課題である。	継続実施 (支援体制の強化)	社会福祉課



3 母子保健事業の充実

(1)妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
37	乳幼児訪問指導の充実【地域子ども子育て支援事業⑬】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から訪問相談による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めています。	・新生児産婦訪問指導事業 ・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業	新生児産婦訪問 217件 乳幼児家庭訪問 1,333件 乳児家庭全戸訪問事業 889件	A	乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、よりスムーズに訪問できるよう支援し、充実した訪問が実施できている。	・社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加している。 ・新たに母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図る。	継続実施 ○乳児家庭全戸訪問事業 訪問実件数 930件 ※平成29年度目標 訪問実件数 929件	健康増進課
38	妊産婦の健康支援【地域子ども子育て支援事業⑭】	母子健康手帳により母子の健康状態を一貫して記録し、安心安全な妊娠出産ができるよう支援しています。また、妊娠前から経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査助成回数を14回にして受診を促しています。妊娠中の学習として母親学級を実施し、正しい知識の普及、母性意識や育児力形成を促進するとともに、父親の参加を促し父性に対する支援をしています。	・妊娠届 母子健康手帳交付 交付時妊婦保健指導 妊婦アンケート 父子手帳の配布 ・妊婦健康診査助成事業 妊産婦医療費助成事業 ・母親学級	妊娠届 906件 母親学級参加延人数 190人 妊婦健康診査受診延回数 10,442回	A	妊婦健康相談、妊婦健康診査費及び医療費の助成等により、安心安全な妊娠出産の確保に効果を上げている。	・生活背景や家族背景が不安定な状況の妊婦が増加している。 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに充実していく必要がある。	継続実施 ○妊婦健康診査 延べ健診回数 12,000回 ※平成29年度目標 延べ健診回数 14,000回	健康増進課
39	乳幼児健康診査の充実	乳幼児の健やかな成長のために、健康診査や相談指導を通し、疾病や異常の早期発見とともに保健指導及び育児支援に努めています。	・4か月健康診査 ・10か月健康診査 ・1歳6か月健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・先天性股関節脱臼検診	健診受診率 4か月児 98.7% 10か月児 97.6% 1歳6か月児 97.0% 2歳児歯科検診 97.2% 3歳児 95.3%	A	健診受診率は9割強と高くなっている。 健診時の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたり、子育て期の母親等、保護者にとって必要の高い事業である。	プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要。 健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していく。	継続実施	健康増進課
40	乳幼児・母子の健康相談支援	妊娠中及び育児期の親等が必要に応じて電話相談や健康相談、専門的な相談ができるよう相談しやすい体制づくりをしています。	・育児相談 ・乳幼児運動発達相談 ・乳幼児精神発達相談 ・電話相談	相談件数 3,955件 (内訳) 電話相談 1,728件 育児相談 1,954件 発達相談 273件	A	子どもの発育・発達(運動面・精神面)に関する相談に限らず、母親の精神面を含めた相談があり、複雑で多様な相談内容への支援を実施。	多様な相談に適切に応じられるようスタッフ等相談体制の充実強化を図り、相談しやすい体制づくりを図る。	継続実施	健康増進課
41	歯科保健の充実	乳幼児の歯科検診と歯科保健指導、学童期のフッ化物塗布、子育て世代への歯科保健指導を実施し、う歯予防と歯周疾患予防に努めています。	・10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査 ・三歳児よい歯のコンクール ・フッ化物塗布(小学校1～3年) ・母親学級 ・30・35歳節目健診	う歯のある児の割合 1.6歳 0.8% 2歳 2.8% 3歳 12.9% フッ化物洗口 21校 フッ化物塗布 1校	A	母親学級に歯科衛生士を配置し、妊娠期からの歯科保健対策を実施。 学校と歯科医師会と連絡調整し、フッ化物洗口を開始した。	妊娠期から子育て期にわたる歯科保健対策の更なる充実を図る必要がある。 永久歯対策として、学校と歯科医師会と連絡調整し、フッ化物洗口とフッ化物塗布(特別支援学校)を継続実施していくことが必要。	継続実施	健康増進課
42	乳幼児の事故防止	子どもの発達と密接な関連があるため、保護者が子どもの発達を正しく理解し、的確に事故防止ができるように支援しています。	・乳児家庭全戸訪問事業 ・母子保健推進員による事故防止啓発活動	乳児家庭全戸訪問 889件 事故防止活動 ・4か月児健診時 26回 898人 ・1歳6か月児健診時 26回 964人	A	健診時に発達に合わせた事故防止活動が出来ている。 乳幼児健診の間診票に各年齢に合わせた事故防止に関する項目を取り入れることにより、親への注意喚起を促している。	1歳から19歳までの子どもの死亡原因は、不慮の事故が1位、2位と上位を占めている。子どもの事故は誰にでも可能性があり、保護者の少しの気配りで予防できる可能性があるため、事故防止に関する実践力を養っていく必要がある。	継続実施	健康増進課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
43	思春期保健事業	思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進しています。また、健康的な生活習慣の獲得のため、喫煙・飲酒・薬物乱用等について正しい情報の提供の推進を図っています。	・思春期教育(市内中学校、高等学校を対象とした健康教育)	思春期教育 市内中学校10校で実施	A	学校保健と連携し、子どもの実情に合わせた思春期保健事業が実施できている。	生活背景が不安定な家庭の増加、情報の氾濫、性行動の低年齢化等、思春期の子どもを取り巻く社会環境が悪化している。子どもたちが健全に成長できるよう、関係機関と連携し支援していく。	継続実施	健康増進課

(3) 食育の推進

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
44	食育の推進事業	乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施しています。	・乳幼児健診、健康相談 ・30・35歳節目健診後健康教育 ・食生活改善推進員活動	食育推進事業 386回 10,775人 内訳 健康教育 165回 5,544人 健康相談 221回 5,211人	A	・管理栄養士による乳幼児期と子育て世代に対する食事摂取状況に応じたアドバイスに加え、食生活改善推進員による各ライフステージに合わせた地域での生活習慣病予防に重点を置いた実践活動が幅広く行えている。 ・若い世代の朝食欠食(週0~1回朝食摂取をする者)は減少傾向となっている。	朝食を欠食(週0~1日朝食を食べる)する者は減少しているが、同時に毎日朝食を食べる者の減少や食事バランスの乱れが見られる。 引き続き、健康関心の薄い層に対する他の組織と連携した活動展開が必要である。	継続実施	健康増進課

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
45	母子保健推進員・食生活改善推進員の育成	地域の中で子育てする親を孤立させないよう、身近なところでの相談役として母子保健推進員を育成します。また、子どもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活推進員を育成しています。	・母子保健推進員協議会(乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児事故防止啓発活動・子育て支援活動等) ・食生活改善推進員育成事業(研修会、活動支援)、食生活改善推進員養成講座	・母子保健推進員 77人 研修会 5回 地区学習会10回 ・食生活改善推進員 65人 研修会 12回 養成講座 5回 活動支援 77講座開催分	A	・地域で安心して子育てができるよう、地区組織を育成している。 ・地域において「人が多く集まる場所への訪問型」の活動を様々な機関と横のつながりを持ちながら展開し、健康に関心の薄い層へのアプローチを行うことができている。	・地域で安心して子育てしているよう支援するため、母子保健推進員、食生活改善推進員の資質の向上を図っていく必要がある。 ・食生活改善推進員数が減少しているため、養成に加えて、効果的な普及活動を行うために、引き続き様々な機関と横のつながりを持つ等、活動方法の創意工夫が必要。	継続実施 (活動の場を広げ、組織活動の充実を図る)	健康増進課

(5)小児医療等の充実

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
46	小児救急医療	小児医療体制は、安心して子供を産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整理に取り組んでいます。	・那須塩原市・大田原市・那須町が負担金を那須地区広域行政事務組合に納めて医療の確保を行っている。	休日在宅当番医制度 3地区 那須地区夜間急患診療所 1か所 小児救急拠点病院 3病院	A	昨年度までの体制を維持している。	今後も継続して小児医療の充実・確保に取り組む必要がある。	継続実施	健康増進課
47	周産期医療	妊婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図っています。県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでいます。低体重出生児の届出の受理、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票等により、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めています。	・養育医療の給付	関係機関との連携・会議の実施 妊婦健康相談の実施 養育医療の給付人数 30人	A	各周産期医療機関等との連携により、早期の支援を実施している。	今後も関係機関と連携し支援を実施していく。	継続実施	健康増進課
48	子ども医療費助成制度	こどもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援をするために、平成25年度から18歳(高校3年生)までのこどもの保護者に対して、通院や入院をした時の保険診療の自己負担分を助成しています。	・0から18歳までの子どもの保護者に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。	助成件数 190,618件 助成額 324,452,619円	A	医療費にかかる保護者の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療につながっている。	今後も取組を継続する。	継続実施 (安定した制度運営のため、適正受診等のPRに努める)	子育て支援課
49	妊産婦医療費助成事業	妊産婦の疾病の早期発見と治療の促進のために、妊娠の届出をした月の初日から出産(流産及び死産を含む)した日の翌月の末日までに通院や入院をした時の保険診療自己負担分の医療費を助成する制度です。	・妊産婦に対して、医療機関等を受診した際の保険診療の自己負担分を助成する。	助成件数 7,086件 助成額 31,328,180円	A	医療費にかかる妊産婦の経済的負担を軽減することで、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進し、母子の健康に寄与することができた。	今後も取組を継続する。	継続実施 (安定した制度運営のため、適正受診等のPRに努める)	子育て支援課
50	予防接種事業	予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行います。また、予防接種法に基づかない法定外予防接種については、国の定期予防接種の動向を見ながら市単独の予防接種費助成事業を行います。	・定期予防接種の実施 ・予防接種等に関する情報提供 ・未接種者に対する接種勧奨の実施	・定期予防接種の実施(4種混合、3種混合、ポリオ、ジフテリア・破傷風混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、子宮頸がん予防ワクチン) ・法定外予防接種費助成の実施(おたふくかぜ、B型肝炎、成人の風しん)	A	予防接種法に基づき、施策の実施ができた。	接種機会を逃しがちな追加接種について、未接種者への勧奨等の対応に取り組む。	継続実施	健康増進課

(6)不妊治療対策

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
51	不妊治療費助成制度	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に対しては、県の特定不妊治療助成事業により、治療の一部が助成されます。市では、県の助成額を超える分や、医療保険が適用されない不妊治療について助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。	・不妊治療費助成	不妊治療費助成 110件	A	不妊治療による経済的負担を軽減することにより、治療しやすい環境で治療を受けることができています。	晩婚化により、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあり、治療費助成件数も年々増加傾向にある。今後も、不妊に関する相談や治療費助成事業等の周知徹底を図る。	継続実施 (早期治療・相談の勧奨、助成事業の周知を図る)	健康増進課

#### 4 仕事と家庭生活の両立の支援

##### (1)働き方の見直しに関する意識啓発

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
52	企業への意識啓発	事業所内保育施設の整備や育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務など、子育てをしやすい職場環境の整備推進の呼びかけや広報啓発を行っています。	・パンフレット等による啓発	国・県や関係機関発行のパンフレット等により、来庁する事業者に対し啓発を行った。	B	パンフレット等による啓発は行ったものの、その効果は把握できない(目標設定もできない)。	関係機関からの広報物が多く、設置場所が不足している状況にある。パンフレット等が来庁者の目に留まるような工夫が必要である。	継続実施	商工観光課
53	労働者への意識啓発	労働者の働き方の見直しを推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識啓発を推進する必要があります。そのために、育児休暇や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、男性が子育てに関わる必要性を伝えていきます。	・パンフレット等による啓発	国・県や関係機関発行のパンフレット等により、来庁する市民(労働者)に対し啓発を行った。	B	パンフレット等による啓発は行ったものの、その効果は把握できない(目標設定もできない)。	関係機関からの広報物が多く、設置場所が不足している状況にある。パンフレット等が来庁者の目に留まるような工夫が必要である。	継続実施	商工観光課

##### (2)仕事と子育ての両立支援の推進

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
54	企業における両立支援	男女がともに子育てと仕事ができるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善について、国、県等と連動し事業主等への要請を図っていきます。	・男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画推進事業者表彰(5社) ・男女共同参画広報誌「みいな」年4回発行	A	・男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業者を募集、男女共同参画フォーラムにおいて表彰し、企業向け意識啓発を行った。前年度より3社多い5社を表彰することができ、男女共同参画広報紙「みいな」で表彰事業者を紹介した。 ・男女共同参画広報紙「みいな」では、男女共同参画意識の啓発を行った。	男女共同参画を積極的に取り組む企業やイクボスなど、企業・雇用者への意識啓発を図る必要があるため、周知方法等について検討していく。	継続実施	市民協働推進課
			・啓発用ポスター等の提示 ・母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供	啓発用ポスター等の提示 母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供	A	市民に対して情報提供を継続して実施している。	妊娠・出産がきっかけで仕事をやめる母親や、就業形態を替える母親が見受けられる。今後も施策を継続して実施していく。	健康増進課	
			・パンフレット等による啓発	国・県や関係機関発行のパンフレット等により、来庁する事業者に対し啓発を行った。	B	パンフレット等による啓発は行ったものの、その効果は把握できない(目標設定もできない)。	関係機関からの広報物が多く、設置場所が不足している状況にある。パンフレット等が来庁者の目に留まるような工夫が必要である。	商工観光課	

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
55	子育て支援を推進している企業の優遇制度の検討	企業の子育て支援に取り組む意欲を高めることを目的として、子育てにやさしい活動を行っている企業を認定・表彰し、さらに認定・表彰された企業については、市の制度で優遇できるように関係課と調整に努めます。	・左記内容を実施	未実施	D	-	厚生労働大臣による認定制度(くるみん認定)や栃木県による「とちぎ働きやすい企業(従業員の子育てに積極的に配慮する企業)」の取組みなども踏まえ、関係各課と連携を図りながら、より効果的な制度について検討する必要がある。	継続実施	子育て支援課
56	地域における両立支援	仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していくものです。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図っています。	・左記内容を実施	地域で子育て支援を行う子育てサロン関係者による交流会の開催や、子育て支援に関わるボランティア団体等の情報収集に努めた。	C	それぞれの団体の活動状況を確認したが、ネットワーク化には至らなかった。	両立支援に限らず、様々な子育て支援に係る活動主体のネットワーク化について、総合的に検討していく必要がある。	他の子育て支援施策と合わせて総合的に検討	子育て支援課
57	家庭における両立支援	仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための広報活動を進めています。	・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催 ・男女共同参画フォーラムの開催	・男女共同参画広報誌「みいな」年4回発行 ・男女共同参画フォーラムの実施(来場者352名)	B	・男女共同参画広報紙「みいな」では、男女共同参画意識の啓発を行った。 ・男女共同参画フォーラムでは、林家木久蔵氏を講師に迎え、仕事と子育てに関する講演を実施した。	多くの方への意識啓発を図るため、広報掲載内容やセミナーテーマ、周知方法について検討していく。	継続実施 (ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図る)	市民協働推進課
58	父親の育児参加促進	男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るための啓発事業を行っています。	・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 ・男女共同参画セミナーの開催	・男女共同参画広報誌「みいな」年4回発行 ・男女共同参画フォーラムの実施(来場者352名)	B	・男女共同参画広報紙「みいな」では、男女共同参画意識の啓発を行った。 ・男女共同参画フォーラムでは、林家木久蔵氏を講師に迎え、仕事と子育てに関する講演を実施した。	多くの方への意識啓発を図るため、広報掲載内容やセミナーテーマ、周知方法について検討していく。	継続実施	市民協働推進課
			・母親学級 ・父子手帳の配布	母親学級の父親参加数 48人	A	母親学級や乳幼児健診に参加する父親が増えている。育児に参加している父親も増加している。	父親の就業形態により、育児参加ができていない現状がある。そのため、父親の協力体制が十分ではなく、仕事・家事・育児の負担感を抱えている母親は依然として多い現状となっている。		健康増進課
			・今後も継続して母親学級の1回を担当し、父親の参加者が参加しやすいような講座内容にしていく。	母親学級参加者(生涯学習課担当分) 延べ68人(うち父親19人)	B	参加したパートナーの方のグループをつくり、話し合いをもらった。同じ立場のパートナー同士のため、話し合いが活発に行われ、自分たちでできることについて確認ができていた。	母親学級の参加者を増やしていくことが今後の課題である。親学習を実施する第3課用のチラシを作成し、第1課、第2課でPRをしている。		生涯学習課

5 教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
59	子育てサポーターの養成・配置	身近に子育ての相談相手が少ないことから、子育てに不安や負担を感じる親に対し、子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の身近な相談相手として子育てサポーターとなる人材の発掘と養成を進めています。	・子育てサポーター養成講座の実施	養成講座開催 2回 サポーター認定 11人	C	研修の受講者が少なかったが、認定者11名のうち10名がファミリーサポートセンターサポート会員に登録をした。	受講しやすい日や周知方法等の改善・工夫をしたい。	継続実施	保育課
60	中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることは、他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。ボランティアサマースクールの一環として、毎年夏休み期間中に実施しています。	・社会福祉協議会主催のサマーボランティアへの協力	マイチャレンジ 11か所 インターシップ 4か所	A	実際に保育を見学、体験することで、乳幼児の発達の様子や保育士の仕事について学ぶことができた。	要望があれば継続実施。	継続実施	保育課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
61	確かな学力の向上	子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進しています。また、豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、英語教育を推進しています。	・なすしおばら学び創造プロジェクトの実施	・なすしおばら学び創造プロジェクトの実施(小学校5校、中学校2校、義務教育学校1校) ・学習指導主任研修会の開催 ・ステップアップドリルの作成・実施 ・授業力向上委員による模範授業・学び創造プロジェクトへの参加	A	教職員の授業観の変化、指導方法の工夫改善が見られた。	4年間で、すべての小・中学校で、プロジェクトを実施。	継続実施	学校教育課
62	豊かな心の育成	豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道德教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行っています。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図っています。	・社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施	・社会体験活動(マイ・チャレンジ)の実施(補助金交付による支援) ・道德の授業時数確保の指導 ・道德の授業の実践についてのライブラリー化	A	・各中学校では、生徒が働くことの楽しさや価値を見だしこれからの生活に生かしていく力を育成する要の活動として、社会体験活動を位置付けた指導・活動計画を作成し、実践している。 ・道德の授業についての指導方法等の工夫改善が見られた。	・引き続き、道徳的な実践力を養っていく必要がある。 ・地域等とさらなる連携をする視点を既存の指導・活動計画に組み入れる必要がある。	継続実施	学校教育課

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
63	健やかな体の育成	子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を図り、体育の授業を充実させています。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図っています。 また、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進しています。	・体力テストの集計による市の平均値の算出 ・体力向上計画の策定と評価・検証 ・体育主任研修会による体力向上に向けた取組の研修	体育主任研修会、養護教諭研修会の実施	A	体力向上に向けて、各校の課題をもとに小中連携で学区の特徴を洗い出し、対策についても考え実践するまでに意識が高まっている。	・小学校低学年の体力が低い傾向から、幼保小の連携の中で課題の共有と解決策について共通理解の下取り組んでいきたい。 ・体力向上とともに保健教育に関しても意識付けが必要である。	継続実施	学校教育課
64	信頼される学校づくり	学校教育がその機能を十分果たすためには、学校が保護者や地域社会に信頼されるのはもちろんのこと、何よりもその学校に在学する児童生徒に信頼されなければなりません。そのためには、児童生徒の実態や要望、保護者や教師の願いなどに基づき、各学校が何を重点的に取り組むのかを明確にし、学校組織としての取り組みや家庭・地域とも協働して取り組んでいく必要があります。 このため、学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力や、学校評価の充実を図っています。	・学校評議員を委嘱し、意見を聴取し学校経営の参考とする。 ・外部アンケートを基にした学校の内部評価と学校関係者評価を実施する。	・学校評議員会の開催(1校あたり年2～3回) ・学校評価の実施	A	・学校評議員の意見を学校経営に反映することができた。 ・学校評価の結果を、学校経営の参考とすることができた。	地域学校協働活動と連携し、引き続き事業を実施していく。	継続実施	学校教育課
65	小学校と連携した幼児教育の充実	幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図ることにより、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援することができるようになります。 現在、本市では、小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催するなど、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めています。	・幼保小連絡協議会による活動 ・栃木県幼児教育総合センター主催の幼保小連携事業への協力	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会の実施 ・栃木県幼児教育総合センター主催の合同研修への参加。 ・発達支援リレーシートの活用 ・保育要録の活用	A	幼保小連携事業により、相互に教諭が意見交換し、子どもの成長を知る機会となっている。	・引き続き実施	継続実施	保育課
			・幼稚園、保育園、小学校との連携推進 ・教職員の相互理解 ・教育、保育の質の向上	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会の実施 ・発達支援リレーシートの活用	A	幼保と小学校での指導内容の確認や連携に関する意識向上が見られた。	・教育支援関係の児童については、保護者の希望で発達支援リレーシートを用いた引継ぎを行っているが、該当する保護者全員がリレーシートを活用している訳ではなく、児童の情報がうまく引き継がれない場合もある。 ・発達支援システムへのスムーズな移行ができるかが課題である。		
66	幼児教育の充実	幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要です。 栃木県においては、幼児教育のさらなる充実と振興を図るため、21世紀の本県教育の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン」が策定されています。	・私立幼稚園就園奨励費事業	就園奨励費実績 対象園児：917人 補助額：114,422,200円	A	幼児教育の普及が図られた。	継続実施	継続実施	保育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
67	家庭教育の支援	家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるものです。家庭教育は、親の責任のもと、日常生活の中で無意識的・意図的に行われる教育活動です。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。家庭教育の充実、次代を担う子どもたちの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行っています。 現在、本市では、幼稚園、保育園、小・中学校、教育委員会、公民館などが主催する各種家庭教育講座を実施しています。	・公民館の家庭教育講座との連携	実施園:1園 実施回数:1回	A	家庭教育の充実を図る。	継続実施	継続実施	保育課
			・生涯学習出前講座(行政編)において家庭教育に関する出前講座を行っている。また、各公民館での家庭教育に関する事業や関係機関と連携して幅広い場での家庭教育事業を展開する。	教育講演会実施 700人参加 母親学級(健康増進課実施)時の親学習 就学時健康診断時の親学習 市内小学校16校 出前講座 計5回 延べ198人	A	就学時健康診断や出前講座における親学習では、多くの保護者が参加していた。少人数のグループで話をする事で、保護者からのふり返りで、多くの気づきがあったとの感想があった。	就学時健康診断親学習で使用するプログラムのエピソード内容が少し古くなっているとの指摘がある。保護者のニーズにあったエピソードへの修正が必要である。また、短時間で話が盛り上がるようなエピソードを作成することが今後の課題である。	継続実施	生涯学習課
68	家庭教育オピニオンリーダーの育成	子育て支援ボランティアとして、家庭教育オピニオンリーダーが地域活動を展開しています。これは、子育ての先輩として、家庭教育の指導者として、県主催の指導者育成研修を受けた人たちが組織しているボランティア団体です。自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け子育てをサポートしています。	・就学時健康診断での親学習、生涯学習出前講座(行政編)における家庭教育に関する講座、母親学級において積極的に活用する。	市内オピニオンリーダー登録者 30人 養成研修受講者 4人	B	就学時健康診断における親学習のファシリテーターとして活躍した。養成研修受講者4人が市内オピニオンリーダーとして加入し、登録者が増加した。	親学習のファシリテーターとしてより多くのオピニオンリーダーが活躍できるよう、ファシリテーター養成講座を実施する。	継続実施	生涯学習課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
69	環境浄化活動	一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には、看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進しています。	・街頭指導活動の実施 ・立入調査の実施	・街頭指導活動 329回 ・立入調査 2回	A	少年指導相談員及び少年指導員の巡回街頭指導や立入調査について、地域において認知度が高くなってきている。	・巡回指導での対応にも限界があるため、効果的な啓発活動を検討する必要がある。 ・地域住民と連携を強化し、環境浄化活動を推進する。	継続実施	生涯学習課



6 子育てにやさしい生活環境の整備

(1)安心して外出できる環境の整備

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
70	歩道の整備	子どもや子育て家庭が安心して移動できるようにする。 歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバイアフリー化に向けた取り組みを推進しています。	・通学路安全プログラムに沿った事業の推進 ・国庫補助、交付金事業による整備推進 ・市単独道路整備事業による整備推進	道路改良工事に伴う歩道整備 3路線 L=867m	B	通学児童など歩行者の安全対策が図られた。	学校や地域からの要望に基づき策定された「通学路交通安全対策プログラム」に沿った事業実施のための財源確保が重要であり国の補助事業を積極的に活用し事業を進める。	継続実施	道路課
71	人にやさしいまちづくり	栃木県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、本市においても、公共施設等を快適に過ごせるようバイアフリーのまちづくり推進に努めています。さらに、高齢者や障害者を含むすべての人が、安全で快適な暮らしができる生活環境を整備するため、民間の公共的建築物の新築等を行う場合に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準を遵守したバイアフリー化の実施指導を行い、地域の活性化及びひとにやさしいまちづくりを推進しています。	・条例に基づき、届出が行われている対象物件に対し、当該物件が条例の規定に適合しているか審査を行っています。	届出件数34件(適合9件)	B	全項目適合の件数は9件であったが、事業主の対応可能な部分・範囲を条例の規定に適合するよう指導しており、ひとにやさしいまちづくりを推進できていると評価する。	建築物の用途、規模により全ての規定を適合させることは難しい状況にある。	継続実施	建築指導課
72	子育てに優しい公共施設の整備推進	公共施設等において、ベビーベッド、ベビーカーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる公共施設の整備を推進しています。	・左記内容を実施	公共施設の整備に当たっては、子育て世帯が安心して利用できるよう、おむつ替えや授乳スペースを設置する。	B	既存の施設においては、おむつ替えや授乳スペースのない公共施設もある。	既存の施設においては、おむつ替えや授乳のための専用スペースを設けることは難しいが、空き部屋等の活用によりおむつ替えや授乳ができるよう努める。	継続実施	各担当課
73	交通安全教育の推進	現在、本市では、小学校、保育園、幼稚園等で交通安全教育を実施しています。子どもたちが巻き込まれる交通災害は、子どもたち側の不注意だけでなく、車を運転する側の過失によるものも後を絶たない状況です。	・交通安全教室の開催	交通安全教室開催件数 64回 参加者 6,069人	C	教室の実施回数は、目標値を大きく上回ったが、参加者は目標値に達していない。1回あたりの参加者数が少ないが、模擬信号機を利用した道路の横断練習など実践指導を行うことで、子どもや保護者の交通安全に対する意識の向上と交通事故防止につながっている。	交通事故は毎年発生しているため、今後も継続して、交通安全を呼びかけて、交通安全の意識を高めていきたい。	H31目標 ・交通安全教室開催件数 42回 ・参加者 8,000人	生活課

(2)子どもたちの安全の確保

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
74	子どもたちの安全の確保	子どもを犯罪の被害から守るため、防犯ブザーの配布を行っています。合わせてGPS機能付き携帯端末を持つ児童が緊急時に警備員による駆け付けサービスを利用できるよう、その初期導入費用などの一部に対して補助を行っています。 また、子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法等、緊急避難場所の利用方法の指導に努めています。 また、平成26年度に通学路交通安全対策プログラムを策定し、関係機関と連携し、3年に1回市内全域の通学路の安全点検を実施することにしました。	・新1年生に対する防犯ブザーの配布	防犯ブザー保有率 100%	A	被害に遭った子どもはいなかった。(対象6,329名)	課題 ・学校、家庭、地域等との連携による防犯対策、具体的対応等の継続的な実施 今後の取組 ・防犯ブザーの有効活用については、引き続き各学校への周知徹底に努める。	継続実施	教育総務課
			・那須塩原市通学路交通安全対策プログラムの実施	通学路危険箇所調査の実施 通学路安全推進会議の開催 対策箇所一覧表の作成及び公表	A	各関係機関において、危険箇所の状況や対策箇所の進捗等、必要な情報を共有することができた。			今後も取り組みを継続し、子どもたちの安全の確保を図っていく。
75	「子どもを守る家」・「あんしん家」の設置推進	現在、本市における各小学校区に多くの「子どもを守る家」・「あんしん家」が、地域の協力をもとに設置されており、子ども達が何かあった場合安心して駆け込めるとともにステッカーが不審者に対して抑止力にもなっています。 子どもたちが、学区や通学路のどこに、「子どもを守る家」や「あんしん家」が設置されているかを知らせるため、各学校で安全マップを作成し、入学式などで説明しています。	・「子どもを守る家」の周知 ・新規設置協力者の募集	・設置数 1,319件 ・新デザインの看板「子どもを守る家」への交換の実施 (全地区、交換がおおむね終了した)	A	・那須塩原警察署管内で統一されたデザインの看板「子どもを守る家」への交換を予定どおり実施できた。 ・設置協力者への意思確認を実施し、最新情報を把握することができた。	・「子どもを守る家」の周知を図るとともに、設置協力者を増やすための方法を検討する。 ・新デザインの看板「子どもを守る家」への交換を引き続き実施する。	H31目標 設置件数 1,680件	生涯学習課
76	防犯ネットワークの構築	自治会や商店街、あるいはNPOが、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援しています。 犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の横の連携がさらに深まるよう支援しています。	・自主防犯団体への必要物品購入経費補助	・自主防犯団体数:53団体 ・補助金交付:2団体に対し合計197,910円の補助金を交付 ・平成29年度防犯研修を実施	C	自主防犯団体数は減少しましたが、補助金交付や外部講師を招いての研修を実施し、団体の防犯活動への支援につながっています。	高齢化などにより活動の維持が困難となっている団体が見られます。 防犯研修の実施により防犯活動への意識掲揚を図り、活動の維持・活性化を支援します。	H31目標 自主防犯団体数 80団体	生活課
77	防犯灯の整備の援助	防犯灯の設置は、道路を明るくして、住民に安心感を与えたり、目撃を容易にしたり、犯人の心理に働きかけて犯罪を防止する効果があります。自治会等と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備を推進して、子どもの安全確保と安心・安全なまちづくりに努めています。	・防犯灯設置事業	・設置数 211灯 ・維持数 9,141灯 ・防犯灯設置費に対する補助金の交付を開始	A	設置数、維持数ともに平成31年度目標値に到達しています。防犯灯が設置されることで、住民に安心感を与え、犯罪を防止する効果があります。	引き続き、防犯灯設置に対する補助金、電気料に対する補助金を交付することで、防犯灯の設置数の増加を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。	H31目標 ・設置数 150灯 ・維持数 8,500灯	生活課

7 子どもの貧困対策の推進

(1)教育の支援

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価区分	評価の理由			
78	学校教育における学力の保障	学校教育においては、家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されなければなりません。	・義務教育においては、家庭環境に限らず、すべての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組みを推進する。	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施している。また、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めている。	B	学習意欲を向上させ、学力を上げる取組みが各学校に普及してきている。	今後も取組みを継続し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていく。そのため、各学校の指導体制の充実を図る必要がある。	継続実施	学校教育課
79	福祉部門と教育委員会の連携強化	子どもの貧困対策については、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることが重要となってきます。	家庭相談員、母子父子自立支援員の配置	教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介した。	A	各種支援制度につなげることで、子どもの生活環境の整備が図れた。	今後も教育委員会や社会福祉部門と連携を図る。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
			・スクールソーシャルワーカー(SSWr)の配置	・事業開始より4年が経過し、学校現場にも浸透してきた。相談対応件数も年間2000件を越えている。教育委員会と福祉部門との連携が図れている。	A	・SSWrが環境整備を行うことで、不登校の児童生徒が登校できるようになったり、高校へ進学できるようになったりするケースがあるなど、さまざまな方法で家庭・子供を支援することができている。	・今後も子ども・子育て総合センター、福祉部門と連携しながら取り組みを継続していく。		
80	地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。そのためには、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。	・生活保護、準要保護世帯の中学生が対象。 ・市内10か所の公民館で週2回、2時間の学習時間の確保。 ・概ね生徒3名に対し1名の学習支援員。	・参加者62名 ・平成29年度卒業生22名のうち19名進学決定	B	・生活困窮者の世帯では、自宅学習時間を確保することが困難な場合が散見されるため、週2回の学習時間を確保することにより、成績及び学習意欲の向上に一定の成果があった。	・出席率の低い者が散見されることから、出席率向上のための取組が必要。 ・参加対象者の拡大(小学生及び高校生)。	継続実施	社会福祉課
			・NPO法人に委託し、市内1か所で実施 ・養育放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、支援のひとつとして宿題等の学習支援を行う	・実施箇所2か所 ・利用人数 33名(小学生20人 中学生13名) ・延べ利用日数 1,477日)	A	新たに1か所増やして実施しましたが、育児放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援を行っております。徐々に学習する習慣が身に付き、学校生活においても自信につながっている。	個々のレベルに応じた学習支援の内容を検討しながら、学習する習慣が身につけていくよう、引き続き支援を行っていく。		
81	就学援助	経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し援助を行っています。	・給食費、学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費を支給。	・準要保護者認定人数累計: 995人(小学校・義務教育学校前期課程: 603人、中学校・義務教育学校後期課程: 392人) ・特別支援教育就学奨励費認定人数: 287人(小学校・義務教育学校前期課程: 218人、中学校・義務教育学校後期課程: 69人)	A	経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒や、学習意欲が損なわれる児童生徒の未然防止に成果があった。	援助が必要な世帯に適切な援助が行えるよう、更なる周知徹底を図っていく。	継続実施	学校教育課

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
82	奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に修学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。	奨学資金の貸与及び給付 ○募集内容 <給付(国内)> ・給付金額:20万円・募集:【国内進学】若干名、【医療系・福祉系・保育系】3名 <給付(海外)> ・給付金額:20万円・募集:若干名 <貸与(国内)> ・貸与金額:1.8万円、3万円、5万円・募集:20名程度 <貸与(海外)> ・貸与金額:3万円、5万円・募集:若干名	○給付(国内進学) ・応募10人 ・決定5人(大4、短1) ○給付(医療系・福祉系・保育系) ・応募5人 ・決定3人(大2、短1) ○貸与(国内) ・応募33人 ・決定26人(高1、大18、専7) ○貸与(海外) ・応募2人 ・決定2人(短2)	A	・奨学資金の給付、貸与により経済的理由で修学が困難であった者にその機会を与えることができた。 ・より利用しやすい制度とすべく、運用上の改善点を整理した上で、関係例規の整備を行った。 ・奨学金返還について、口座振替を導入した。	課題 ・貸与型については基金で運営しており、近い将来、原資に不足が生じることが見込まれる。原資の確保が必要であるが、有効な策を見出せずにいる状況にある。 ・海外給付については、受給資格要件等をあらためて整理する必要がある。 ・滞納者が一定数存在する。今後の取組 ・新たな財源の確保に努める。 ・海外給付の新たな募集要項・選考方法をまとめる。 ・滞納対策を徹底する。	継続実施	教育総務課

(2)生活の支援

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
83	ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立支援に向けた様々な相談を行っています。さらに、自立に向けては、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携をとりながら支援にあたっています。	・生活困窮者自立相談支援事業(調整会議への参加)	母子父子自立支援員からの自立支援計画策定依頼者数 0人(平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、社会福祉協議会が窓口となり生活困窮者自立相談支援事業を行っている。社会福祉協議会が事務局となり、母子父子自立支援員を含めた関係機関と生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を行っているが、今年度についてはひとり親の事業対象者がいなかったため、調整会議への参加はなかった。)	C	母子父子自立支援員を配置し、相談体制を整えていたが、平成29年度は対象者がいなかったため、調整会議へは参加しなかった。	生活困窮者自立相談支援事業は平成27年度から始まった事業のため、より効果的な支援計画の策定や方法を模索する必要がある。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
84	貧困家庭に対する保育の確保	保育所に入所する児童を選考する場合には、生活保護受給者及びひとり親家庭を保育所の入所の必要性が高いものとして、優先的に入所できるよう配慮しています。また、子育てと就労の両立を図るために、延長保育、一時保育(一時預かり)、休日保育、ファミリーサポートセンター事業といった子育て支援サービスを提供しています。	・各種利用料金の減免規定の設定	ファミリーサポートセンター利用料助成実績:10人	A	ファミリーサポートセンターについては、平成29年度からひとり親家庭等に対し利用料の助成を開始し、保護者の経済的負担の軽減を図った。	継続実施	継続実施	保育課

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
85	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会(ひとり親の交流促進事業)	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会は市社会福祉協議会が事務局となり、ひとり親家庭や寡婦家庭等、同じ境遇の人が交流し、親睦を深め、生活の向上を図るための活動を行っています。また、ひとり親家庭の学習支援の事業も行っていきます。 母子父子自立支援員が、同連合会主催の交流行事に参加するなどし、ひとり親家庭の相談、支援案内やひとり親家庭の状況把握を行っています。	・母子父子自立支援員による相談業務 ・那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会主催行事への母子父子自立支援員の派遣 ・那須塩原市母子寡婦福祉連合会事業の周知	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会主催の総会、母子部交流会、新年会に母子・父子自立支援員が参加し、会員との交流を図った。 (参考:那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会会員数(H29.4.1現在)77人)	A	母子・父子自立支援員は相談内容によって、那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会への入会の案内を行っている。また、ひとり親家庭福祉連合会主催の行事に相談員が参加し、ひとり親の相談、支援案内等を行い、ひとり親家庭の状況把握に努め、支援を行うことができた。	那須塩原市母子寡婦福祉連合会は社会福祉協議会が事務局となって運営している団体ではあるが、引き続き市としても連合会加入案内・PRに努める。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
86	住宅支援	ひとり親家庭を対象とした母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のメニューにある住宅資金(住居の建築等の建築に必要な資金)や転宅資金(住居の転居に必要な資金)の貸し付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行っています。また、生活困窮者においては住宅支援給付金を給付し、住宅支援を行っています。 ひとり親家庭には、県営住宅や市営住宅の入居者選考における優遇制度が設けられています。	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・社会福祉課、社会福祉協議会との連携	・住宅資金貸付決定者数 0人 ・転宅資金貸付決定者数 0人 ※福祉資金の貸付該当者はいなかったが、住宅支援について相談があった場合には、各担当課や社会福祉協議会と連携を図り、支援を行った。	B	住宅資金、転宅資金については、母子・父子自立支援員が相談を受け付けているが、今年度は該当者がいなかったため、制度周知の強化を図る必要がある。 関係機関と連携を図り、社会福祉協議会の小口貸付、社会福祉課の事業である住宅確保給付金、都市整備課の市営住宅などの案内を行い、住宅支援を行うことができた。	住宅資金や転宅資金の貸付相談はあるが、申請の時期が遅いなど、貸し付けの要件を満たさない場合がある。貸付制度の周知を強化する必要がある。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)

(3) 保護者に対する就労の支援

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
87	ひとり親家庭等の就労支援	ひとり親家庭の父または母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。(再掲)また、児童扶養手当受給者に対しては、この実態に応じた就労支援プログラムを策定することで、就労を軸とした自立支援を図っています。	・母子父子自立支援プログラム策定事業の実施	母子・父子自立支援プログラム策定事業就労支援者数 7人	A	母子・父子自立支援プログラム策定事業申込者の中からハローワークと連携して、7名の就労支援を行うことができた。	児童扶養手当現況届受付会場等で、母子・父子自立支援プログラム策定事業の申込受付や就労支援に関する事業の制度案内を行うなど、効果的な周知方法を模索しながら周知の徹底を図る。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
88	親の学び直しの支援	ひとり親家庭の父または母を対象とした自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有しないものを対象に、特定の教育訓練を受講し、終了した場合、経費の60%が支給される自立支援教育訓練給付金事業を実施しています。 また、看護師や介護福祉士等特定の資格を取得するために、1年以上養成機関で就業する場合、就業期間の負担の軽減を図るため促進費や一時金が支給される高等職業訓練促進費等事業を実施しています。	・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施	・自立支援教育訓練給付金新規申請者数 2人 ・高等職業訓練促進給付金新規申請者数 1人	B	平成28年度から高等職業訓練促進給付金事業の給付期間を2年から3年に延長するなど制度の充実を図った。平成29年度は4人が養成機関の修業を終え、取得した資格を生かして就労し、自立につながった。 給付金制度の相談者は増加傾向にあるが、申請者数は昨年度に比べて減少した。	利用者の増加を図るためには、利用者の声などをホームページに掲載するなど効果のある周知方法を模索しながら、周知の徹底を図る。	利用者 6人 (ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業新規申請者数及びひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業新規申請者数)	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)

## (4) 経済的支援

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③具体的な施策	④平成29年度			⑤課題・今後の改善点	⑥平成31年度目標 (計画最終年度)	⑦所管課
				実績	評価 区分	評価の理由			
89	児童扶養手当の制度改正	児童扶養手当は、父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されている家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。 平成22年8月には、支給対象が父子家庭にも広がりました。さらに平成26年12月には、児童扶養手当と公的年金の併給調整(公的年金を受給している場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合その差額を支給)が行われました。	・ひとり親家庭の保護者に対して児童扶養手当を支給する。	児童扶養手当 受給資格者 1,351人 手当支給額 571,894,360円	A	児童扶養手当の支給は、ひとり親家庭の生活の安定に寄与しており、子どもの福祉の増進につながっている。	今後も取組を継続する。	継続実施	子育て支援課
90	福祉資金の貸付制度の活用	県の資金貸付制度として、ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、母子・父子・寡婦福祉資金があります。事業、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸し付けができます。平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となりました。 また、市社会福祉協議会の資金貸付制度として、他の資金から借入れが困難な低所得者、障害者、高齢者を対象とした生活福祉資金があります。世帯の経済的自立と在宅福祉の促進を図り、安定した生活を送ることを目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金といった種類の貸付金があります。 母子・父子自立支援員が相談を受け、貸付金制度を利用し、ひとり親家庭や低所得者の生活に努めています。	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業制度の周知	福祉資金貸付決定者件数21件	A	母子・父子自立支援員が相談を受け付け、必要とする人に貸付金制度の案内・申請受付を行った。ひとり親家庭に貸付を行うことにより、生活の安定を図ることができた。 那須塩原市ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックに制度案内を掲載し、児童扶養手当現況届会場に設置するなど、制度の周知強化を図ることができた。	貸付金制度の周知の徹底	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
91	養育費の確保に関する支援	両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことです。 養育費の相談は、婦人相談員が離婚相談の中で対応しています。	・母子父子自立支援員兼婦人相談員の養育費に関する研修への参加 ・離婚相談者への養育費に関する情報提供	・婦人相談員の養育費に関する研修参加回数 3回 ・離婚相談件数 21件(289回)	A	養育費に関する研修に積極的に参加し、相談員の資質向上につながった。離婚相談者へ養育費に関する情報提供を行い、支援につながった。	相談窓口の周知徹底と関係機関との連携強化が必要。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)